

カルテット

行政書士有志でお送りする事務所通信です。



お世話になっております皆様へ

毎日暑い日が続きますが、お変わりないでしょうか？

皆様のもっと身近に、そして頼りになる相談相手でありたい！という思いから事務所通信を発行しました。行政書士4名（うち1名は税理士でもあります）でそれぞれの得意分野・気になる話題などをお届けします。

※内容に関する疑問点・ご質問などがございましたらお気軽にご連絡くださいませ。

目次

- | | | | |
|----|-----------------------|---------------|----|
| 1. | 観光立国になりたい日本！その現状は？【旅】 | 行政書士 宮下彩矢 | P2 |
| 2. | 兄弟は他人のはじまり?!【相続】 | 行政書士 小口貴史 | P4 |
| 3. | 相続税の試算をしてみよう【税】 | 税理士／行政書士 澤口洋輔 | P6 |
| 4. | 日本盲導犬協会見学レポート【ペット】 | 行政書士 田代さとみ | P8 |

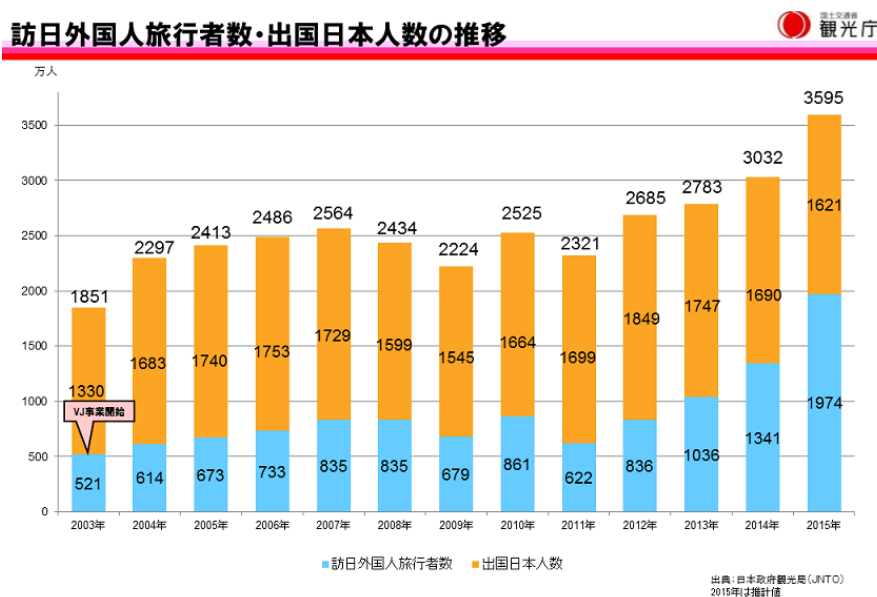
通信欄

1. 観光立国になりたい日本！現状は？

政府・官民が一丸となって観光で日本経済を盛り上げようという動きは続いています。観光立国推進基本法が施行されたのは2007年（平成19年1月）ですから、もう9年経つのですね。2020年オリンピックが決まってからというもの、おもてなし、世界一安全な国、などマスコミ取り上げられています。テレビ番組でも、外国人タレントの方々が、日本の良いところを議論するような番組が増えたように感じます。では、実際にどのくらいの旅行者数があるのか、調べてみました。

「豆知識；観光庁」
観光庁は、2008年（平成20年）10月に国土交通省の外局として設置されました。

次の図は、日本に来た外国人旅行者の数（青色）と、海外に行く日本人の数（黄色）の推移グラフです。昨年（推計値）では、1974万人が2011年は東日本大震災の影響で、全体的にも減少していますが、それを除くと、おおむね順調に青色グラフは伸びていることがわかります。



観光庁 HP 統計より抜粋

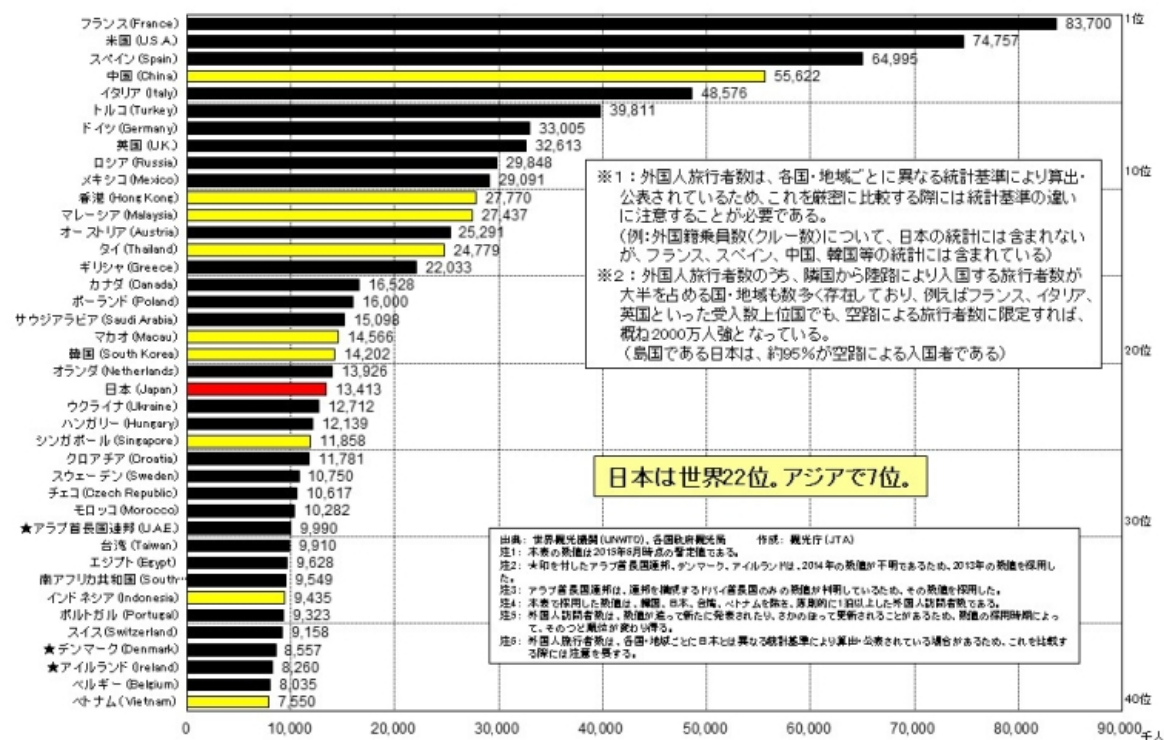
観光目的と仕事・留学等で来る方の在留資格の違い

前述のグラフには、**仕事・留学・日本人の家族などで長期日本に居住する外国人＝約220万人（2015年入国管理局統計）は含まれていません**。ちなみに私がお仕事で関わっているのは、中長期在留者（≡在留カード保持者）で、220万人の方達のほうです。こうみると、小さな市場だということを改めて思いました。

「豆知識；短期滞在の種類」
観光・親族訪問・短期商用ビザがあります。短期商用ビザは、出張で仕事の打ち合わせなど一時的なものに認められておりますが、報酬が発生する仕事をすることはできません。

では、次のグラフをご覧ください。こちらは、2014年の資料ですが、世界でみた旅行者数ランキングです。最も外国人旅行者の多い国はどこでしょう？答えはフランスです。年間8300万人が旅行で訪れます。

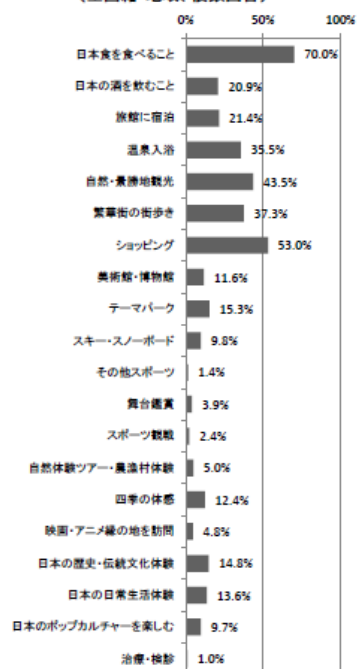
外国人旅行者受入数の国際比較(2014年)



日本は世界 22 位で、アジアでも 7 位という結果です。

観光庁消費動向報告書より抜粋

図表 6-1 訪日前に期待していたこと (全国籍・地域、複数回答)



ここ数年、観光地などに行っても、中国人が沢山いて、爆買いなどということも出てきて、外国人旅行者が増えたように感じますが、世界の観光立国と比べると、まだまだ低いのですね。

ちなみに、訪日で期待することは、【日本食を食べる】がダントツの1位で、ショッピング、自然・景勝地観光が続きます。スシ・ラーメンだけでなく色々な日本食に触れてほしいですね。

【執筆：行政書士 宮下彩矢】

2. 兄弟は他人のはじまり？！

～未婚率から相続を考える～

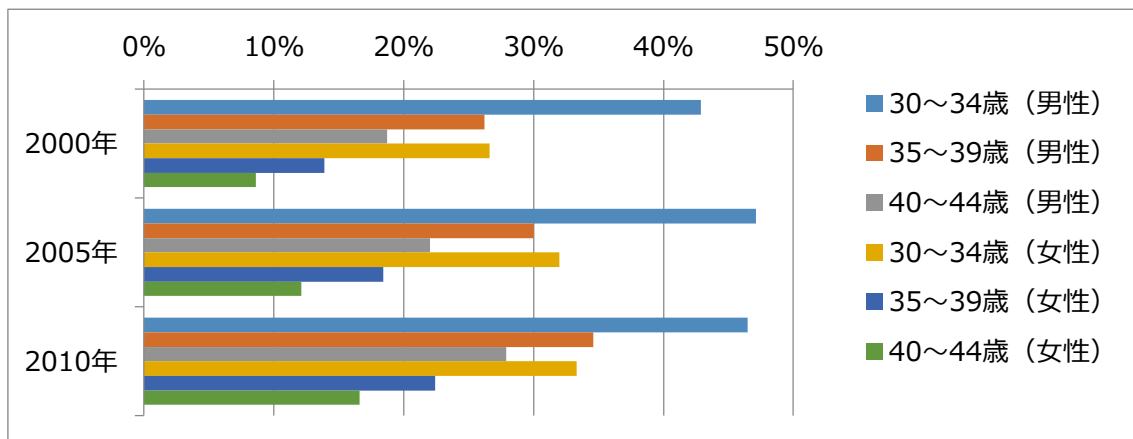
今回は兄弟姉妹間での相続の話題についてお伝えしようと思います。本来、相続人となる順番からいっても、兄弟姉妹間での相続については発生しにくいことが想定されてきました。

しかしながら、将来的な相続実務の傾向としては兄弟姉妹が相続人となるケースが増えることが予測されます。そこで、今回は**未婚率の推移**と**被相続人となる世代**にスポットを当てつつ考察してみようと思います。

まず、「男女ともに未婚者が増えている」と巷間で噂されるようになり肩身の狭い思いをするようになって久しいのですが、実際のところはどうなのでしょう。

さっそく、男女の未婚率について近年の国税調査の結果を確認してみたところ、男女ともに未婚率は増加傾向にあることが分かりました。この数字をどのように評価するかはさておき、どうやら、私だけが特別な状況に置かれているという訳ではなさそうです。

最も気になるのは下記のグラフからは読み取れない結婚願望ですが、未婚率と正比例していないことを切に願うばかりです・・・ひとしきり涙を拭いたので執筆を続けます。



国税調査の統計をもとに作成

ちなみに、グラフにはありませんが、1980年の生涯未婚率（50歳時の未婚率）は男性で2.6%、女性で4.4%ですので、（2014年の平均寿命は男性が81歳、女性が87歳くらいであることを考慮すると）現在独身でお亡くなりになられている方は人口の7%程度であることが予測されます。

なお、2010年の生涯未婚率は男性で20%、女性で10%まで右肩上がり増加しているため、2050年ごろには実に人口の3割に相当する方々が独身でお亡くなりになられるといった予測が・・・あるとかないか。いずれにしても、私にとっては衝撃の数字でした。

では、気を取り直して・・・兄弟姉妹が相続人となるケースについてですが、これは亡くなったときに子供も親もいないような場合に発生いたします。

配偶者は常に相続人となりますが、前述の未婚率の増加傾向を考慮すると、自分の兄弟姉妹や甥姪のみが相続人になるケースが今よりも増えていくことは想像に難くありません。

実際のところ、（一部を含め）兄弟姉妹に財産を残したくないという相談は数多くあります。（兄弟は他人のはじまりという言葉があるくらいなので）年齢を経て兄弟仲が良いケースは少数なのかも知れません。

また、**兄弟姉妹間での相続の場合には自分の甥姪までが相続人となり得ますが**、こちらについても（子や孫などと比べて）疎遠であることが多いでしょうから、漫然と法定相続で財産を残すべきかどうかについて検討の余地があると思います。

ところで、兄弟姉妹や甥姪には最低限度の相続分である遺留分というもの存在しません。

配偶者や親・子などがいる場合には、遺言で財産を残す場合に（これらの方々への）遺留分について配慮する必要がありますが、これに拘束されないことは兄弟姉妹間での相続の大きな特徴の一つです。

「豆知識；遺留分」
「遺留分」とは法で保障された、遺族が受け取れる最低限度の相続分のことです。
ただし、遺留分が認められているのは、被相続人の配偶者、直系卑属（子、孫など）、直系尊属（父母、祖父母など）についてだけです。

こうした性質を踏まえ、最近では（あえて身内には財産を残さず）自分がお世話になった方や飼っているペットなどを引き取ってくれる方、自分の関心が高い活動を行う公益法人などに遺贈（遺言による贈与）をする方が徐々に増えてきています。

「扶養的性質から報酬的、投資的・貢献的性質へ」

今後、（遺言の設計を含めた第三者への生前対策スキームは）より一層複雑かつ高度なものへと昇華していきそうな気配ですので、引き続き様々な視点から注目してまいります。



【執筆：行政書士 小口貴史】

3. 相続税の試算について

私の事務所（澤口税務会計事務所）ではこの夏の時期、相続税の試算の仕事がぐっと増えます。それは、以前から試算をしている方の金額を今年の現状を踏まえて再計算して税額をお伝えする必要があるからです。

相続税の試算は、1度やってそのままにしまうと、せっかくの効果が半減してしまいます。出来れば毎年、この夏の時期、再計算してもらうことをお勧めしています。そのあたりのことを連載形式にて書いてみます。

相続税の試算ってどんなものか

相続税とは、シンプルに言うと「亡くなった人が、亡くなるその瞬間に保有していた全ての財産を基準にその財産を相続した人に課税される税金」です。そして、その税金がいくらぐらいになるか？を試しに計算してみようというのが「相続税の試算」です。

例えば、今亡くなったとしたら・・・と仮定するなら、今日の預金通帳の残高・今日の不動産の評価額・今日の株式の評価額・今日の借入金残高などを積み上げて合算していき、その合計額に税率を乗じて計算するのです。

少し時間のかかる作業ではありますが、この計算をすることで「親の亡くなった時に自分が」、とか「自分が亡くなった時に子が」、相続税を支払うためにどのくらい用意しておかなければいけないのかが分かります。

毎年、再計算してもらうべき理由

この試算を数年前に1度してもらって、そのとき計算された税額を自分にもしものことがあったら相続税はこの金額だと、ずっと想定し続けている方がときどきいます。

確かに、1度も試算をしないよりは良いのですが、ベストは「数年前の計算で出た税金額」ではなく、毎年、「再計算してもらい最新の税金額」を想定すべきです。なぜなら、計算される税金の試算額は、色々な原因によって増加したり減少したり変化しているからです。

当然、不動産を購入・売却した場合など財産の状況自体を変更すれば相続税の試算額が変わることは分かると思います。しかし、財産を何も動かしていなくても相続税額が変化する場合があります。この場合には、想定して準備していた金額より相続税が大きく税金を払えない！ということが起こり得るので注意が必要です。

継続的に毎年試算してもらう

以上のような変化を毎年のように加味して再計算して、最新の相続税の試算額を掴んでおくと、想定して準備しておく相続税と実際にそのときがきて納税する相続税のギャップを縮めることができます。これにより遺族が相続税の納税に苦労したり、生前にもう必要ない節税策をやったりという失敗をせずに済みます。

是非、この新しい路線価が発表される7月、税理士に最新の試算額の計算を頼んでみましょう。

【執筆：税理士・行政書士 澤口洋輔】

4. 公益財団法人日本盲導犬協会

神奈川訓練センター 訪問レポート

～公益財団法人への遺贈～

6月23日（木）午後、横浜市港北区にある、公益財団法人日本盲導犬協会 神奈川訓練センターにご挨拶＆見学に伺わせていただきました。

まずは本部の方から、協会の活動、全国にある施設についてお話を伺いました。協会では、一般に知られている盲導犬の育成を始め、視覚障がい者福祉全般に関わる事業も行っています。

次にスタッフの方が、盲導犬のお仕事についてお話ししてくれました。盲導犬のお仕事は大きく分けると3つ、外出時に「曲がり角を教えること」「段差を教えること」「障害物をよけること」。そして外出から帰ったらお仕事終わり。そして盲導犬は、1歳になるまで一般家庭で、人が大好きになるようにとにかく愛情いっぱい育てられているため、今日のPR犬、ゴールデン・レトリバーのコトちゃんもとても表情も豊かでした。唯一

不安な顔をしたのが、私が写真を撮らせてもらうのに、スタッフから「sit」（お座り）と号令をかけられスタッフが離れた時、、、ごめんね、コトちゃん(^へ^)

スタッフとのコトちゃんのデモンストレーションの後、私自身がアイマスクを付けて体験歩行。コトちゃんが寄り添って並んで一緒に歩いてくれるので安心でした。



最後に犬舎を案内していただきました。ちょうど犬たちの街中での訓練時間だったので、犬舎にはほとんど犬がおらず、約 60 匹の犬が生活している犬舎は綺麗に掃除されていました。

犬舎の掃除、犬のシャンプー、ごはんの用意など、犬のお世話はすべて登録ボランティアさんたちの協力で成り立っているということでした。

●公益財団法人への遺贈

今回訪問した日本盲導犬協会は、公益財団法人に認定されており、相続財産を協会のような公益法人へ寄付した場合、租税特別措置法の定めにより、相続税が非課税となります。

公益法人への遺贈をご検討する場合は、まず我々専門家へのご相談をお勧めします。より確実にご意思を実現するため「公正証書遺言」の作成をし、遺言書に記載された内容を具体的に実行するため「遺言執行者」の指定をします。また、配偶者・子・両親などの相続人がいらっしゃる場合、遺留分にも配慮する必要があるので、事前に相続関係を調査いたします。お気軽にご相談ください。

さらに詳細な訪問レポートはホームページ（ブログ）に掲載されています。

<http://haluoffice.jimdo.com/>



【執筆：行政書士 田代 さとみ】

～編集後記～



今回新たな試みとして始めたニュースレター、いかがでしたでしょうか？当初は 1 人 1 枚程度の原稿で作ろうと話していたのが、いざ書いてみると……。短い文章で伝えることの難しさを感じました。今後も色々チャレンジしながら、続けていきたいと思っておりますので温かい目で見守っていただければ幸いです。

行政書士 横浜中央合同ハル事務所 田代さとみ

〒231-0023 横浜市中区山下町 1 番地シルクセンター国際貿易観光会館 3 2 4

TEL045-263-9883 FAX045-263-9882 URL <http://www.halu-office.com/>